

令和 6 年度うちなーぐち普及継承事業(うちなーぐち講座・成果発表)
企画運営業務受託者選定プロポーザル応募要領

はじめに

本プロポーザルへの参加にあたっては、この応募要領及び別紙「令和 6 年度うちなーぐち普及継承事業(うちなーぐち講座・成果発表)企画運営業務委託仕様書」を熟読した上でご提案ください。

1 趣旨・目的

本県の貴重な伝統芸能文化は、独自の言語である「うちなーぐち」を基礎として発展してきたが、話せる人口は次第に減少しており、伝統文化を継承する取り組みの中での課題の一つとなっている。本業務では、うちなーぐち講座や成果発表を通じて、市民、特に 30 代までの若い世代がうちなーぐちへ触れる場を増やし、その魅力と価値を再認識することで、うちなーぐちの普及啓発と市民文化活動の活性化を図る。

本委託業務の受託者選定にあたっては、当該業務に関する豊富な知識と経験などを有する者より広く提案を募り、最も適切な者を本業務の受託者として選定するため、公募型プロポーザル方式による受託者の選定を行う。

2 業務概要

(1)業務名

「令和 6 年度うちなーぐち普及継承事業(うちなーぐち講座・成果発表)」企画運営業務

(2)業務内容及び履行方法

別紙「令和 6 年度うちなーぐち普及継承事業(うちなーぐち講座・成果発表)企画運営業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)」のとおり。

(3)提案上限額

提案上限額は 2,018,000 円(消費税及び地方消費税を含む)とする。

※提案上限額以下で見積もること。提案上限額は、企画提案のために提示した額であり、契約金額ではない。

(4)業務委託期間

契約締結日から令和 7 年 2 月 28 日

(5)概算払い

契約金額の 8 割以内・支払い回数 2 回の概算払いを可能とする。

(6)契約課

那覇市市民文化部文化振興課

3 選定方法

公募型プロポーザル方式により「那覇市文化振興自主事業審査評価委員会」（以下「審査委員会」という。）にて受託者を選定する。（詳細は「5 応募の手続き」以降に記載）

4 応募資格

本受託者選定プロポーザルに参加できる者は、本業務に関する高い知見を有する者で、以下のすべての要件を満たすものとする。

- (1) 沖縄県内に主たる事務所を有する法人等（法人格は必ずしも必要ではない）で、定款等を有し次の①から③について明記されていること。ただし個人の応募は不可とする。
 - ① 団体の意思を決定し、執行する組織が確立されていること。
 - ② 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること。
 - ③ 団体活動の本拠としての事務所を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者
- (3) 本市の指名停止措置を受けていない者。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き申し立てがなされていない者。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的としない者、かつ暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものでないこと。
- (6) 役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (7) 銀行取引停止処分を受けていないもの。
- (8) 国税、県税及び本拠となる事務所所在地の市町村税を滞納していないこと。

5 応募の手続き

- (1) 日程 本受託者選定プロポーザルの公募開始から契約までの概ねの日程は次のとおり。

- ① 令和 6 年 5 月 24 日（金） 公募開始
- ② 令和 6 年 6 月 7 日（金） 質問締切 ※午後 5 時まで
- ③ 令和 6 年 6 月 21 日（金） 参加表明・企画提案締切 ※午後 5 時必着
- ④ 令和 6 年 7 月 4 日（木） プレゼンテーション審査
- ⑤ 令和 6 年 7 月 8 日（月） 結果発表
- ⑥ 令和 6 年 7 月 中旬 契約予定

- (2) 応募要領等の配布について

那覇市ホームページよりダウンロードすること。

(3)質問事項の受付について

①質問受付期間

令和6年5月24日(金)～令和6年6月7日(金) 午後5時まで

②質問方法

那覇市文化振興課宛て FAX またはメールにて【様式-4】により提出すること。
電話及び口頭による質疑は受け付けない。

③回答日及び回答方法

令和6年6月11日(火)に那覇市ホームページに掲載予定。

(4)企画提案書等の提出について

①受付期間

期間：令和6年5月24日(金)～令和6年6月21日(金)

時間：午前9時～午後5時まで

※閉館日（6/3・6/17）は受付不可

②提出方法

那覇市文化振興課(那覇文化芸術劇場なは一と)へ直接持参すること。

提出先詳細については「13 応募及び問合せ先(事務局)」を確認すること。

※FAX・郵送による提出は不可とする。

※万一、書類に不備があった場合は、受付不可となることがありますので余裕をもって提出をお願いします。

③提出書類

下記「6 提出書類」に定める応募書類一式

④その他

本企画提案に係る一切の費用は、応募者の負担とし、提出された書類や資料は返却しない。

6 提出書類

別紙「業務提案書作成要領」に基づき以下の書類を8部用意すること。(うち7部は写し可)

- ・提出様式の押印欄には、代表者印を押印すること。
- ・証明書関係は、3ヵ月以内に発行されたものを提出すること(1部は原本を添付すること)。
- ・すべての資料はA4ファイルへ綴じて提出すること。

(1)受託者選定プロポーザル参加申込書 【様式1】

(2)提案者概要書 【様式2】

(3)企画提案書 (様式自由) ※7ページ以内

(4)業務スケジュール（様式自由） ※1 ページ以内

(5)費用内訳書（様式自由） ※2 ページ以内

(6)業務実施体制書（様式自由） ※2 ページ以内

(7)関連業務実績書 【様式 3】

(8)登記事項証明書等(履歴事項全部証明書)

※法人の応募の場合

支店又は営業所で応募する場合は、支店又は営業所の登記簿と合わせて本店の登記簿を提出すること。

※法人格をもたない団体での応募の場合

本応募要領中「4 応募資格（1）」に記載の各項目を満たす定款等及び団体活動の本拠としての事務所の所在地が確認できる書類（不動産契約書写し等）を提出すること。

(9)国税、沖縄県税及び本拠となる事務所所在地の市町村税についての納税証明書（滞納がないことがわかるもの）

7 審査方法

(1)参加資格の確認

企画提案書等により一次審査(資格審査)を実施し、二次審査の参加資格があると認められたもの(以下「適格者」という。)のみ選定委員会に諮る。一次審査(資格審査)結果および、二次審査(プレゼンテーション審査)における連絡事項は、二次審査(プレゼンテーション審査)参加者に対し令和6年6月25日(火)までに通知する。

(2)提案方法

①業務提案書の説明を15分間行い、その後、選定委員会からの質疑に対し応答する。発表順は企画提案書の受付順とする。

②1 適格者につき、3名までの入室を認める。

③業務提案書の説明は、提出済みの業務提案書その他、プロジェクターで投影するスライドショー(パワーポイント等)及び写真等による説明も可とするが、追加資料の配布は不可とする。また、説明は業務提案書の内容を逸脱しないように留意すること。

④プロジェクター(VGA 端子でアナログ RGB ミニ D-Sub15 ピンのケーブルのみ使用可)、及びスクリーンについては事務局で用意するが、ノートパソコンなどを使用する場合は応募者で用意すること。

(3)審査

プレゼンテーション審査後に、審査委員会委員(以下「審査委員」という。)の採点により順位を決定し、プレゼンテーション審査後に、審査委員会委員(以下「審査

委員」という。)の採点により順位を決定し、以下の手順により優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。なお、審査委員会による審査は非公開とし、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じない。

- ①審査の結果、順位を第1位とした委員の数が最も多い応募者を優先交渉権者に選定する。また、順位を第1位とした委員の数が次に多い応募者を次点者に選定する。第3位以降の選定も同様とする。
- ②上記①において、順位を第1位とした委員が同数の応募者が2人以上ある場合は、当該応募者の順位を第1位とした委員の評点の合計が高いものを優先交渉権者として選定する。ただし、評点の合計が同じ場合は委員による協議により選定する。次点者以降の選定についても同様とする。
- ③上記①および②にかかわらず、各委員の評点の合計が満点の6割に満たない応募者は優先交渉権者として選定しない。

8 審査基準

応募者の提案に対する評価項目及び評価内容は概ね次のとおりである。

項目	評価内容
全体構成	・委託業務の目的、内容を理解し、市民のうちな一ぐちに対する学習意欲を高め、継承・発展に繋がる企画となっているか。
企画内容	・仕様書の要件を満たした企画となっており、魅力的な提案となっているか。 ①事業コンセプトについて ②講座内容について ③成果発表内容について ④印刷物・広報について
	・現実的に、効率的かつ無理なく実現できる内容となっているか。
	・若い世代の参加を多く見込むことができ、本事業の事業目的を達成できるような内容となっているか。
	・各項目の費用積算は、経済的かつ合理的な積算となっているか。

実施体制及び スケジュール	・ 計画的で無理のない実施スケジュールとなっているか。 ・ より効果的に誘客できるようなスケジュールとなっているか。																									
	・ 業務を適切かつ確実に遂行できる実施体制となっているか。 ・ 業務委託仕様書に定める全ての事項を遂行する能力があるか。																									
	・ 過去 5 年度以内に実施した本事業と同等の公演実績や、業務遂行にあたりそのノウハウやネットワークを活かし、確実かつ効率的に実施できるか。 ※8 頁「過去の実績についての評価内容」を参照。																									
価格点	企画提案書見積額に応じ、以下の金額の範囲にて加点する。 ※提案上限額である 2,018,000 円の約 1 %（約 20,000 円）の減額につき 1 点とする。 <table><tr><td>2,018,000 円</td><td>～</td><td>1,980,000 円</td><td>・・・</td><td>1 点</td></tr><tr><td>1,979,999 円</td><td>～</td><td>1,960,000 円</td><td>・・・</td><td>2 点</td></tr><tr><td>1,959,999 円</td><td>～</td><td>1,940,000 円</td><td>・・・</td><td>3 点</td></tr><tr><td>1,939,999 円</td><td>～</td><td>1,920,000 円</td><td>・・・</td><td>4 点</td></tr><tr><td>1,919,999 円以下</td><td></td><td></td><td>・・・</td><td>5 点</td></tr></table>	2,018,000 円	～	1,980,000 円	・・・	1 点	1,979,999 円	～	1,960,000 円	・・・	2 点	1,959,999 円	～	1,940,000 円	・・・	3 点	1,939,999 円	～	1,920,000 円	・・・	4 点	1,919,999 円以下			・・・	5 点
2,018,000 円	～	1,980,000 円	・・・	1 点																						
1,979,999 円	～	1,960,000 円	・・・	2 点																						
1,959,999 円	～	1,940,000 円	・・・	3 点																						
1,939,999 円	～	1,920,000 円	・・・	4 点																						
1,919,999 円以下			・・・	5 点																						

9 結果の公表

審査の結果は、優先交渉権者の名称と応募総数等を、那覇市ホームページに掲載する。
審査結果に関する質問及び異議申し立ては受け付けない。

10 委託契約

原則として、優先交渉権者と提案内容に基づき協議し、提案上限額の範囲内で契約を締結する。ただし、優先交渉権者との協議が整わない場合は、次順位以降の者と協議し契約を締結する場合がある。

11 提案の無効に関する事項

次の項目に一つでも該当する場合は、その応募者の提案は無効とする。

(1)提案に参加する資格が無い者が提案したとき。

- (2) 1つの事業者が複数案提案したとき。
- (3) 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (4) 提出期限までに必要な書類が揃わなかったとき。
- (5) 提案上限額を超えた提案をしたとき。
- (6) その他不正な行為があったとき。

12 その他

- (1) 業務の再委託について、包括的な業務の再委託については認めない。個別の又は部分的な業務の再委託については、優先交渉権者に決定後、契約前に再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者がわかる書類を提出し、那覇市と調整を行うこと。
- (2) 受託者が本業務を行うために必要な経費であって、本業務に要した経費としての特定・抽出が難しいものとして計上する一般管理費は、見積額(ただし、見積額に再委託費を含む場合は、当該再委託費を除いた額)の10%以内とすること。
※再委託費は、当該事業に直接必要な経費のうち、受託者が直接実施できないもの又は適当でないものについて、他の事業者に委任して行わせるために必要な経費のことであり、他の事業者に外注(請負契約)するための経費は含まないものとする。
- (3) 本件業務委託は令和6年度沖縄振興特別推進市町村交付金を活用するものであり、当該交付金の適正な執行を確認、検査するために、業務終了後5年間は事業の関係書類を保管し、必要書類の準備や説明等について積極的に協力すること。
例) 当該業務雇用者に係る出勤簿及び給与明細、賃金台帳、その他支払いに係る見積書、発注書、領収書、振込明細書など。
- (4) 本業務の支払いについては、事業全体の実績報告をもって、かかった経費について領収書等の証憑書類を検査し、実際に支出した額を支払うものとする。
- (5) 本業務の実施にあたっては、労働基準法その他関係法令、条例及び規則等を遵守すること。特に業務にあたる者に対する賃金不払いや最低賃金以下での雇用がないようにすること。
- (6) 本業務の実施にあたり、疑義等が生じた場合は、双方協議の上決定する。

13 応募及び問合せ先(事務局)

那覇市市民文化部文化振興課(担当:長瀬)

住所 〒900-0015 沖縄県那覇市久茂地三丁目26番27号

電話 098-861-7810/FAX 098-861-7870/メール c-bunka001@city.naha.lg.jp

過去の実績についての評価項目

関連業務実績書に記載された事業より、以下項目毎に加点し、過去の実績として評価する。
なお、提出資料により確認可能な情報のみを評価の根拠とするため、該当事業については、5 業務以内で契約書、仕様書、及びその他以下に掲げる項目が確認出来る資料の写し等を全て添付すること。

1 講座について

1 -①講座回数

5 回以上連続した講座を開催し、総合的に運営した実績があるか。

※「総合的な運営」とは講座の主催や会場設営、広報等に係る企画・運営等を全て含む業務をいう。

1 -②講座内容

本県の文化に関連した講座を実施したことがあるか。

1 -③受講生の確保

受講生を公募により選定した実績があるか。

2 成果発表等について

2 -①受託形態

成果発表または舞台公演等を単独で受託したことがあるか。

2 -②会場または施設等の規模

本成果発表と同規模かそれ以上の施設での成果発表または舞台公演等の実績があるか。

(参考：なは一と小劇場 客席数 261 席)

※内容はうちなーぐちには限らない。

※「成果発表または舞台公演等」とは、公共又は民間の劇場ホール等における公開の発表会や公演等を指す。